

一 本党と国民同盟大会の提携する事
 二 社会民衆党本部に於て此が実現に努力せしむる事

二 労働組合法即時制定要求、件 本部 提案

労働組合法制定の根本は一團結権の確立 二労働組合盟実なる發見
 第三十議會に社会民衆党より提案し委員会所議しなされる案を要項
 大正十一年第五十一議會に於て此の案は政府要項との対照
 政府要項

- 一 組合員に制限を撤廃し同一種類の職業及一職業別を業別を制限せしむる差業を限定せざらん
- 二 組合員が法人トナルコトハ自由ナルコト
- 三 組合員が法人トナルコトハ自由ナルコト
- 四 労働組合ハ團體執行部を依り雇傭者の懲罰ナル損害賠償ノ責任ヲ負フコト
- 五 團結自由ヲ拘束せずスル雇傭者ノ行為ハ犯罪トシテ嚴罰ヲ受ルコト
- 六 現行ノモノミヲ認め分級セテ之ヲ認ム
- 七 組合ハ法人トスルコト
- 八 労働組合ハ労働者ノ代表トシテ之ヲ執行スルコト
- 九 自由ヲ拘束せずスル雇傭者ノ行為ハ犯罪トシテ嚴罰ヲ受ルコト

- 大組員ニテ組合ニ對シ契約ノ履行セザル時ハ民事上ノ責任ヲ負フコト
- 六 一 單獨 官吏 一 職頭 雇傭者 有ニ適用スルコト
- 八 會議ノ決議ノ取消シ規約ノ變更組合ノ解散其他一切之処分ハ裁判ノ決定ヲ以テナスコト
- 九 労働組合が雇主ト共ニ團體ト労働協約ヲ締結シタル場合ニツイテ之ニ及スル組合員ト雇主ト單獨契約ノ條項ハ無効トス

具 体 法 方

- 一 国民同盟大会ニ提出する事
- 二 国民同盟部ト社会民衆党代議士ト 政府ヲ社会政策會議会ニ交渉す

三 日本労働會館建設基金募集に關する件

本部 提案
 本案は昨年八月国民同盟大会に本組合より提出シ 各組合員ノ大正十一年(乙) 望と決心を以て万端一致可成之れ所望ニ 国民同盟所屬各組合は 三